

聖化保育園 運営規程（特定保育所用）

（事業所の名称等）

第1条 （宗教法人 日本フリースタジスト岸之里キリスト教会）が設置するこの保育園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 聖化保育園
- (2) 所在地 大阪市西成区千本中2丁目7番-9

（施設の目的及び運営方針）

第2条 聖化保育園（以下「当園」という。）は、保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、キリスト教主義保育を中心とした保育事業を行うことを目的とする。

- 2 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。
- 3 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うものとする。
- 4 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。
- 5 「当園」は、「大阪市児童福祉の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年3月30日大阪市条例第49号）」その他関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

（利用定員）

第3条 「当園」の利用定員は、子ども・子育て支援法（以下、「法」という。）第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次のとおり定める。

- (1) 法第19条第1項第2号の子ども（保育を必要とする3歳以上児。以下「2号認定こども」という。） 97人
- (2) 法第19条第1項第3号の子ども（保育を必要とする3歳未満児。以下「3号認定子ども」という。）のうち、満1歳以上の子ども 47人
- (3) 3号認定子どものうち、満1歳未満の子ども 6人

（提供する保育等の内容）

第4条 「当園」は、保育所保育指針（平成20年3月28日厚労告141）に基づき、以下に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。

- (1) 特定教育・保育（法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。以下同じ。）
支給認定を受けた保護者（以下「支給認定保護者」という。）に係る園児に対し、当該支給認定における保育必要量（法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。以下同じ。）の範囲内において保育を提供する。
- (2) 時間外保育
就労等の理由により、支給認定における保育必要量の範囲を超えて保育を必要とする場合は、当該支給認定に係る園児に対し、第7条に規定する時間の範囲内において、法第59条第1号に規定する時間外保育を提供する。
- (3) 食事の提供

第5条 保育の実施に当たり配置する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

(1) 園長 1名（常勤専従）

園長は、職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、園児を全体的に把握し、園務をつかさどる。

(2) 主任保育士 1名（常勤専従）

主任保育士は、地域の保護者等に対する子育て支援を行うとともに、園長を補佐し、保育内容について他の保育士を統括する。

(3) 保育士 21名（常勤専従11名、非常勤10名）

保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。

(4) 栄養士 1名（管理栄養士 株式会社イフスコヘルスケア業務委託）

園児の発達段階に応じ、0歳児の離乳食、1～2歳児の幼児食及び3歳児以上の幼児食に係る献立を作成する。

(5) 調理員 3名（非常勤3名）株式会社イフスコヘルスケア業務委託

栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する。

(6) 事務職員 3名（常勤専従2名、非常勤1名）

事務職全般の仕事をする。保育園からの文書などの作成、経理事務作業など。

（保育を提供する日）

第6条 保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日を除く。

（保育を提供する時間）

第7条 保育を提供する時間は、次のとおりとする。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

7時30分から18時30分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

8時30分から16時30分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、7時30分から8時30分まで又は16時30分から18時30分までの範囲内で、時間外保育を提供する。

（利用者負担その他の費用の種類）

第8条 「当園」の特定教育・保育を利用した支給認定保護者は、その支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村の定める利用者負担金（保育料）を支払うものとする。

2 「当園」は、支給認定申請から認定の効力が発生する日までの間において、災害等の緊急その他やむを得ない理由により保育を提供した場合については、当該保護者から特定教育・保育基準費用額（子ども・子育て支援法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額をいう。）の支払を受けるものとする。この場合、当該保護者が適切に教育・保育給付を受けられるよう、特定教育・保育提供証明書の交付その他必要な措置を講じるものとする。

3 「当園」は、前項の支払を受けるほか、特定教育・保育等の提供における便宜に要する費用のうち、別表Iに掲げる費用の支払を受けるものとする。

(利用の開始に関する事項)

第9条 「当園」は、市町村から保育の実施について委託を受けたときは、これに応じるものとする。

(利用の終了に関する事項)

第10条 「当園」は、以下の場合には保育の提供を終了するものとする。

- (1) 園児が小学校に就学したとき。
- (2) 2号認定こどもの支給認定保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
- (3) 3号認定こどもの支給認定保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
- (4) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

(緊急時における対応方法)

第11条 「当園」の職員は、保育の提供を行っているときに、園児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は園児の主治の医師に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

- 2 保育の提供により事故が発生した場合は、大阪市及び園児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 「当園」は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。
- 4 園児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第12条 非常災害に備えて、消防計画等を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、少なくとも毎月1回以上、避難及び消火に係る訓練を実施するものとする

(虐待の防止のための措置)

第13条 「当園」は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

(記録の整備)

第14条 「当園」は、保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

- (1) 保育の実施に当たっての計画
- (2) 提供した保育に係る提供記録
- (3) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第19条に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 保護者からの苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(その他運営に関する重要事項)

第15条

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

聖化保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	宗教法人 日本フリーメソジスト岸之里キリスト教会
所 在 地	大阪市西成区千本中2丁目7-9
電 話 番 号	06-6659-1700
代表者氏名	代表役員 畑野順一

2 利用施設

施設の種類	保育所
施設の名称	聖化保育園
施設の所在地	大阪市西成区千本中2丁目7-9
連 絡 先	電話番号06-6659-1700 FAX06-6653-0701
管 理 者	園長 畑野順一
対象児童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
認可定員	0歳児 6人 1歳児 18人 2歳児 34人 3歳児 45人 4歳児 45人 5歳児 49人 計197人
利用定員	満3歳以上の児童 97人 満1歳以上満3歳未満の児童 47人 満1歳未満の児童 6人 計150人
開設年月日	昭和23年10月13日
事業所番号	2710051004945
ホームページ	http://www.seikahoikuen.jp

3 施設の目的・運営方針

聖化保育園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地		1938.42 m ²
園舎	構造	鉄筋コンクリート造 2階建のうち1階、2階
	延べ面積	1671.2 m ²
園庭		地上園庭 1035.21 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室	1室	ひよこ組 (0歳児クラス)
ほふく室	1室	
保育室	10室	ひよこ組 (満1歳児クラス)、こりす組 (満2歳児クラス)、こひつじ組 (満2歳児クラス)、こすもす組 (満3歳児クラス)、ちゅうりっぷ組 (満3歳児クラス)、すみれ組 (満4歳児クラス)、たんぽぽ組 (満4歳児クラス)、ふじ組 (満5歳児クラス)、うめ組 (満5歳児クラス) について各1室 予備保育室1室
遊戯室 (ホール)	1室	
調理室	1室	
トイレ	3か所	乳幼児クラス、建物1階2階

5 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針 (平成29年3月31日厚労告117) を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

下記8に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 保育内容

キリスト教主義による保育を行っています。

外部講師による特別保育を行っています。

- ・音楽指導 3歳児 月2回 4歳児月2回 5歳児月2回
- ・体育指導 4歳児 週1回 (後半期) 5歳児週1回 (前半期)
- ・絵画指導 4歳児 月2回 5歳児月2回
- ・英語指導 5歳児 月2回 4歳児月2回

6 職員の職種、員数及び職務の内容 (栄養士については別掲) 4月1日現在

職種	職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園長	園務をつかさどり、所属職員を監督	1	1		
主任保育士	園長を助け、命を受けて園務の一部を整理、園児の保育をつかさどる	1	1		
保育士	保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う	21	11	10	
栄養士	園児の発達段階に応じ、0歳児の離乳食、1～2歳児の幼児食及び3歳児以上の幼児食に係る献立を作成	1	1		調理兼務 外部委託業者 職員

	する				
調理員	栄養士の作成した献立に基づき、給食およびおやつを調理する。	3		3	外部委託業者職員
事務員等	事務庶務全般の業務を行う	3	1	2	

当園では、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年3月30日大阪府条例第49号。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

職 種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯（7：30～18：30）
主任保育士	正規の勤務時間帯（7：30～18：30）
保育士	正規の勤務時間帯（7：30～18：30）
栄養士	正規の勤務時間帯（8：00～16：45）外部委託業者職員
調理員	正規の勤務時間帯（9：30～16：00）外部委託業者職員
事務員	正規の勤務時間帯（8：30～17：30）

- ※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。
- ※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。
- ※ 栄養士、調理員は外部委託業者の勤務形態によります。

7 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日は休園となります。

なお、年始1月4日、入園式前日4月1日、お盆8月13日・14日、3月最終土曜日3月27日は家庭保育協力日とさせていただきます。

8 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時30分から18時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、7時30分から8時30分まで又は16時30分から18時30分までの範囲内で、時間外保育を提供いたし

ます（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

(3) 土曜日の保育時間

保育標準時間認定に係る土曜日の保育時間は、8時から18時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

保育短時間認定に係る土曜日の時間外保育提供時間は、8時から8時30分まで又は16時30分から18時までです（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

9 食事の提供方法・提供を行う日、アレルギー対応状況・栄養士の配置状況

(1) 食事の提供方法

自園調理（調理業務は、株式会社イフスコヘルスケアが行います。）

(2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
1歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
2歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
3歳児		11時30分頃	15時頃	
4歳児		11時30分頃	15時頃	
5歳児		11時30分頃	15時頃	

※ 献立表は毎月お知らせします。献立表は、3才未満児用、3才以上児用となっています。
アレルギー対応の献立表も用意しています。

(3) アレルギー対応状況

除去食及び代替食に対応

食物アレルギー対応マニュアル有

(4) 栄養士の配置状況

職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園児の栄養指導及び管理	1	1		管理栄養士

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご連絡ください。

10 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。

お支払方法については、別途お知らせします。

11 特別支援保育の取組状況

地域社会の中で、障がいのある子どもとない子どもが共に育ち合うことを基本的な考え方として特別支援保育を行っています。

12 利用の開始に関する事項

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

13 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- (1) 園児が小学校に就学したとき
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

14 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科、小児科

医療機関の名称	竹本診療所
医院長名又は医師名	院長 八木 純 八木 匠
所在地	大阪市西成区千本北2-29-15
電話番号	06-6661-0439

(2) 歯科

医療機関の名称	石原歯科
医院長名又は医師名	院長 石原 宏 担当医 石原祐子
所在地	大阪市西成区潮路2-1-27
電話番号	06-6651-2645

15 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

16 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有 ・非常用電源 有 ・スプリンクラー 無 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

17 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 年に1回職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

18 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 利用相談窓口	・窓口担当者 園長 畑野順一、主任保育士 岡田かおり ・利用時間 8:30～ 18:30 ・電話番号 06-6659-1700 F A X 06-6653-0701 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。
第三者委員	重富勝己 電話番号 06-6622-3725 (学)大阪キリスト教学院々長、阿倍野区区政会議委員

※ 当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係るアンケートを年3回実施しています。

19 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	大阪市私立保育連盟 園児事故対策共済保険
保険の内容	園児の園内での事故に対して
保険金額	園児一人当たり 200 円

※保護者より徴収はしておりません。

20 園児の利用状況（毎年度5月1日現在）

	平成31年度	平成30年度	平成29年度
0歳児	6人	6人	6人
1歳児	17人	17人	18人
2歳児	27人	23人	30人
3歳児	26人	31人	33人
4歳児	32人	31人	40人
5歳児	30人	39人	46人

21 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況	未受審	
自己評価の実施状況	毎年度実施	平成27年度より受審実施

22 子ども子育て支援法第39条第3項、第5項の規定により公表・公示された旨

なし（有る場合は、その旨及び公表・公示内容を記載）

23 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

別表 I

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
制服、園内着、個人教材に係る費用	3歳児以上対象（進級時、新入時） 通園時の制服・帽子・通園カバン 園内活動時の体操服、スモック等 個人で使用する教材 （クレパス、粘土、はさみ、 スケッチブック、道具箱など）	一式総額 約 30,000円
主食費	2号認定を受けた子どもに係る給食費 （幼児主食費）	月額 2,000円
副食費	2号認定を受けた子どもに係る給食費 （幼児副食費）	月額 5,000円
諸費	2号認定3号認定を受けた子どもに係る諸費用（毎月配布絵本代・特別行事費、 年度当初配布カラー帽子、出席ノート、 名札などの費用）	月額 1,000円から 1,500円
保護者会会費	保護者活動のための会費 バザー開催経費、保育園寄付金など	月額 300円
特別保育費	希望者（2号認定を受けた子ども） 音楽指導、体育指導、絵画指導 英語指導の外部講師費	年齢別月額 1,000円から 5,200円 3才児 音楽 1,000 4才児 音楽 1,000 体育 1,200 絵画 1,800 英語 1,200 5才児 音楽 1,000 体育 1,200 絵画 1,800 英語 1,200
宿泊保育参加費	希望者（5歳児） バス代、施設の経費、食費	1人 8,500円
卒園記念アルバム代	希望者（5歳児）外部発注のため	1冊 12,000円
写真代	希望者	L版1枚 50円

※諸般の事情により、費用額の変更がある場合があります。

2 時間外保育に係る利用者負担

15分延長に対して、100円徴収とします。

短時間認定の児童が該当します。事前に延長利用の旨の理由を保育士にお伝え下さい。

月ごとに精算して請求させていただきます。現金にて徴収します。

尚、保育終了時間（平日 18：30 土曜日 18：00）を超過しての降園は延長保育時間外になりますので、別料金をいただきます。

※ 当園は、上記費用の支払を受けた場合は、領収証を交付いたします。

別表Ⅱ

用品価格表

単位：円

スケッチブック	330	スポーツウエア（半袖）	2,550
クレパス16色	770	スポーツウエア（長袖）	3,050
粘土	315	スポーツパンツ	1,800
粘土ケース	315	制服上着	4,200
粘土版	570	制服ズボン	2,600
はさみ	670	制服スカート	2,900
道具箱	550	冬ブラウス	1,950
かばん（リュック型）	4,700	冬スモック	1,750
メロディオン唄口	700	夏ブラウス	1,850
名札☆	140	夏スモック	1,750
カラー帽子☆	600	冬帽子（フェルト）	2,500
ICカード☆	500	夏帽子（麦わら）	2,050

※価格は、2020年3月現在となっておりますので、変更になる場合があります。

☆印の用品は、諸費会計より支出され、年度初めに各自に渡します。無くされて購入されるときに費用を頂きます。

☆毎月配布の絵本の価格は、各年令により違います。
平均一冊400円から500円になります。